

# インフルエンザ感染後の登園日について

※①、②両方にご記入下さい

① 発症してから5日を経過している

発症した日 (熱が出はじめた日=0日)	1日 目	2日 目	3日 目	4日 目	5日 目	登園可能日 (6日目)
月 日	← 出席停止 →					(A) 月 日

② 熱が下がってから3日を経過している

熱が下がった日 (0日)	1日 目	2日 目	3日 目	登園可能日 (4日目)
月 日	← 出席停止 →			(B) 月 日

★ ①、②のうち、

遅いほうの日付が登園許可日となります ★

登園可能日 (A)、(B)のうち、 遅いほう
月 日

保護者 様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「**解熱した後2日を経過するまで**」から、「**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで**」となりました。

インフルエンザに感染した園児は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「**治癒したかどうか**」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「**治癒報告書**」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

## 治 癒 報 告 書

杉の子幼稚園長 様

組

園児氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾 患 名	インフルエンザ
発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	年 月 日まで

年 月 日

保護者氏名

印